

申請者(申請代理人)の皆様へのお願い

(自動車検査証返納後の所有者変更記録申請及び
中古車新規検査申請手続きを行う皆様へ)

先般、行政手続きの簡素化等の観点から、申請書等の押印・署名が廃止されましたが、流通の安全確保の観点から、自動車検査証返納後の所有者変更記録申請及び中古車新規検査申請の際、法令上必要な「使用者であることを証する書面」となる「軽自動車検査証返納確認書」又は「譲渡証明書」が提出されますが、旧所有者が自動車販売ディーラーや信販会社である軽自動車(所有権留保車)については、旧所有者が押印した返納確認書(譲渡欄)又は譲渡証明書を提出して頂きますので、自動車販売ディーラー又は信販会社にご確認のうえ、申請されますようお願いいたします。

なお、所有権留保車で旧所有者(自動車販売ディーラー等)が押印した返納確認書又は譲渡証明書が提出されない場合には、旧所有者が同手続きを行うことを承諾しているか確認していただく場合もございますので、ご理解・ご協力の程、お願いいたします。

詳しくは、当事務所窓口にお問い合わせください。

(一社)全国軽自動車協会連合会沖縄事務所

申請者(申請代理人)の皆様へのお願い

(軽自動車の名義変更等の申請手続きを行う皆様へ)

先般、行政手続きの簡素化等の観点から、申請書等の押印・署名が廃止されましたが、流通の安全確保の観点から、所有者が自動車販売ディーラーや信販会社である軽自動車(所有権留保車)の名義変更手続き等を行う場合には、従来と同様、検査証等に記載されている所有者がその申請・届出を承諾していることを確認する書面「**軽自動車所有者承諾書**」又は「(自動車検査証の返納を承諾した所有者の押印がある)**軽自動車検査証返納確認書**」を所有者から預かり、申請書類等とともに、当連合会事務所窓口にご提出して下さいますようお願いいたします。

なお、手続き車両が所有権留保車であって、同承諾書(又は同返納確認書)の提出がない場合は、所有者が同手続きを行うことを承諾しているか確認していただく場合もございますので、ご理解・ご協力の程、お願いいたします。

詳しくは、当事務所窓口にお問い合わせください。

(一社)全国軽自動車協会連合会沖縄事務所